

京都市告示第 69 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 4 月 9 日

京都市長 松井 孝治

- 1 申請者
一般社団法人未来の扉（代表理事 久田哲生）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
大阪府堺市堺区市之町東一丁 2 番 1 4 号
- 3 事業所の名称
ドルフィン京都山科
- 4 事業所の所在地
京都市山科区御陵鳥ノ向町 2 1
- 5 指定する事業の種類
就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型
- 6 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 7 事業所番号
2 6 1 4 1 8 2 0 9 1

（保健福祉局障害保健福祉推進室）